

医政地発 0326 第 1 号
令和 7 年 3 月 26 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保 健 所 設 置 市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

病院における患者等の寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「課長通知」という。）においてその具体的な業務の運用について定めているところである。

今般、亜塩素酸水による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、「クリーニング所における消毒方法等について」（昭和 39 年 9 月 12 日付け環発第 349 号厚生省環境衛生局長通達）及び「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和 57 年 3 月 31 日付け環指第 48 号厚生省環境衛生局長通知別添）が一部改正されたことに伴い、課長通知を別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たって遺漏なきようお願いする。